

令和6年度3月（第12回）雲仙市教育委員会定例会会議録

期 日 令和7年3月26日（水）13時51分から15時59分
場 所 雲仙市国見町文化会館（まほろば）リハーサル室
出 席 者 ・大津善信教育長 ・江川儀平教育長職務代理者
・永岡悦子委員 ・進藤梓委員 ・寺田三千裕委員
・事務局（小松教育次長、富永総務課長、中村学校教育課長
宮崎生涯学習課長、草野スポーツ振興課長
総務課藤田課長補佐（書記））

欠 席 者 なし

会議日程

第1 前回会議録承認の件

第2 報告事項

- （1）教育長の報告
- （2）各課の事業等の取組状況及び計画
- （3）各課からの報告

第3 付議事項

- 報告第11号 教育委員会事務局職員の人事異動について
- 議案第19号 雲仙市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 議案第20号 雲仙市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について
- 議案第21号 雲仙市小・中学生遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第22号 雲仙市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第23号 雲仙市立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱を廃止する要綱について
- 議案第24号 雲仙市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第25号 雲仙市図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第26号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 議案第27号 雲仙市スクールバス運行管理規程の制定について
- 議案第28号 雲仙市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第29号 雲仙市立小・中学校共同実施室の設置並びに組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程について
- 議案第30号 雲仙市立千々石第二小学校の統合に係る方針について
- 議案第31号 雲仙市立小・中学校に勤務する教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について

第4 その他

次回雲仙市教育委員会定例会の招集日程について

教育長が令和6年度3月（第12回）雲仙市教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 前回会議録承認の件

- ・「前回会議録承認の件」を議題とし、教育長から令和6年度第11回定例会会議録署名委員に江川委員及び進藤委員を指名する。

委員

- ・一部の文言について修正をお願いする。

事務局

- ・資料を訂正する。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから、令和6年度第11回定例会会議録の承認を宣言する。

日程第2 報告事項

（1）教育長の報告

- ・教育長が月例報告について、資料により説明・報告を行う。

委員

- ・3月11日に中学校の卒業式があったが、他市の状況はどうか。

事務局

- ・県内では11日、13日、14日の3日間でだいたい終わったと聞いている。11日に実施したのは、島原半島3市と諫早市だと聞いている。最も多かったのは14日の金曜日である。

委員

- ・10日に校長研修会があっており、卒業式の前日の夕方に校長が学校にいないのはどうかと感じた。可能であれば卒業式は11日ではなく、ずらした方がよかったのではないかな。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

（2）各課の事業等の取組状況及び計画

事務局

- ・資料により各課別に説明する。

委員

- ・西郷小学校パソコン室改修工事はどのような内容か。

事務局

- ・パソコン室は、現在はパソコン室として使用しておらず、そのスペースを特別支援学級として活用しており、教室内の仕切りを設置したものである。

委員

- ・南串中学校と、南串第二小学校の卒業式に参加した。張り詰めた空気の中でいい卒業式であった。ただし、来賓の祝辞がなかった。PTA や市の祝辞もなかった。式辞だけであった。せめて1人だけでも、直接言葉として、子どもたちに投げかけて欲しいと強く感じた。南串中の校長式辞の中で不易と流行という言葉があった。現在は不易のところがおざなりになっており、流行ばかりに目が行っているように感じる。変えざるをえないものは変えていいが、伝統的なものなど変えてはいけないものもあると思う。学校としてもしっかり考えて欲しい。

小学校の卒業式には別れのことばというものがあるが、これは群馬県の校長が卒業式改革の一環で昭和30年に始めたものであり70年も続いている。変えてはいけない何かがあるのだと思う。今は、流行に惑わされて変えないといけないという面が先行していないかと感じた。式そのものはよかったが残念な面もあった。

委員

- ・照明取替工事は、LED に交換しているのか。

事務局

- ・順次交換しているところである。

委員

- ・校長内示が3月10日、本人発令が19日となっている。遠方に行く人などはこの日より早く内示があったのか。

事務局

- ・県教委が3月11日に方面内示を行うこととして出している。方面内示は、校長と本人だけの内示であり、同僚職員等に口外をすることなどを禁じているものである。3月下旬の引っ越し業者の確保ができない状況などを避けるために内示が例年より早まっている。

委員

- ・資料中の「ぐりとくら」は、「ぐりとぐら」ではないか。

事務局

- ・資料の誤りである。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

(3) 各課からの報告

事務局

- ・学校教育課から、令和6年度雲仙市立小・中学校退職者辞令交付式について説明する。
- ・学校教育課から、令和7年度雲仙市立小・中学校教職員（新規採用教職員・新補管理職員）辞令交付式について説明する。
- ・教育次長から、令和7年第1回市議会定例会概要について説明する。

委員

- ・千々石少年自然の家を、雲仙市内の学校すべてが使っているわけではなかった。地元にもっと使って欲しかった。地元を大事にしないといけないと強く感じた。
- ・不登校児童生徒に関して、市教委は学校のサポートをよろしくお願いしたい。
- ・コミュニティースクールについて、理念は判るが運営するのは大変である。市教委で研修の機会を場を設けていただければ、もっとよくなるのではないかと感じている。

委員

- ・雲仙市内の不登校児童生徒は何人ぐらいいるのか。その中でフリースクールを利用しているのは何人ぐらいいるのか。

事務局

- ・昨年度は、小中合わせて67名であった。また、12月現在で雲仙市内のフリースクールに通っている子が3名、南島原市内に通っている子が1名。

委員

- ・雲仙市内のフリースクールはどこか。

事務局

- ・小浜町のうみの丘スクールである。おばまの森さんが運営されている。

委員

- ・そこに通っている子は出席扱いか。

事務局

- ・一定の条件を満たす場合は、出席扱いとなる。

委員

- ・市外のフリースクールに通っている子の出席の扱いはいかに。

事務局

- ・各学校の判断となる。

委員

- ・学校業務支援員の採用条件はどのようになっているか。次年度以降の見通しはどうか。

事務局

- ・条件は、18歳以上、教育に関心が高く、子どもが好きな方といった内容である。次年度以降は、令和7年度の状況等を加味して判断していくことになる。

事務局

- ・前回の定例会の折に、家庭訪問の実施状況の質問があったため報告する。
家庭訪問を実施している小学校は、令和6年度で12校 残りの5校の小学校は保護者個人面談を実施している。
中学校では、すべての学校で保護者個人面談としており、家庭訪問を実施していない状況である。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

日程第3 付議事項

1 報告第11号 教育委員会事務局職員の人事異動について

事務局

- ・報告資料により説明する。

委員

- ・学校教育課に学事班ができるが、班長はいないのか。

事務局

- ・資料に班長の記載が漏れている。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

2 議案第19号 雲仙市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・学校教育課の指導主事が1名減り、学事班ができた経緯は。

事務局

- ・学事班を新設した経緯は、会計処理などのチェックを班長に行わせるために設置。それに伴い、人員総数を変更しないように教育指導班を1名減じたもの。

委員

- ・生涯学習課に新たに指導主事が配属になっているが、学校とのつなぎ役となるような業務になるのか。

事務局

- ・業務については、現在調整中である。社会教育主事の資格もお持ちであり、社会教育の業務に尽力していただきたいと考えている。

教育長

- ・今回の内示で社会教育主事が3人になる予定である。家庭教育に力を入れていきたいと考えている。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

3 議案第20号 雲仙市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

4 議案第21号 雲仙市小・中学生遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・チョイソコウンゼんの利用料はいくらか。

事務局

- ・チョイソコウンゼんの運行形態として、予約をして利用する場合と、市乗合タクシーから引き継がれた定時定路線の2形態がある。この補助金の対象は、定時定路線の場合であ

り、定期券を交付している。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

5 議案第22号 雲仙市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

6 議案第23号 雲仙市立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱を廃止する要綱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

7 議案第24号 雲仙市教育支援委員会委員の委嘱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・名簿中の指導教諭は、担任を持たないはずだが、区分として担任教諭となっている。誤りでは。

事務局

- ・規則を確認し修正する。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

8 議案第25号 雲仙市図書館協議会委員の委嘱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・図書館協議会は何をするのか。

事務局

- ・市内の図書館・図書室の利用状況を確認し、図書館運営の提案・意見をするもの。

委員

- ・図書の選書はするのか。

事務局

- ・選書はしない。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

9 議案第26号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

10 議案第27号 雲仙市スクールバス運行管理規程の制定について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・バスは何台あるのか。

事務局

- ・10人乗りワゴン車が2台である。

委員

- ・スクールバスを教育活動に使えるようになっているが、市のマイクロバスは今までどおり使えるのか。

事務局

- ・市のマイクロバスは、これまでどおり使用できる。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

1 1 議案第28号 雲仙市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・補助の対象となる団体はそのまま存続するが、補助金を受けずに活動するということか。

事務局

- ・雲仙市特別支援教育研究会、島原半島3市特別支援教育連絡協議会は、団体として存続し補助金を受けずに活動する。雲仙市小・中学校図工美術展開催補助金は、美術展を実施しないため補助金の交付をしないこととしている。

委員

- ・美術展がなくなることはさみしい気持ちである。雲仙市特別支援教育研究会、島原半島3市特別支援教育連絡協議会は、補助金を受け、それを財源にして講師を呼び講演会などを開いていた。補助金を受けないということであれば、そういった講演会もできないのではないか。それとも、特別支援に対する理解が深まったことで自前で行えるようになったということか。

事務局

- ・特別支援に関する講習会・研修会については、昨年度は団体の負担で熊本から講師を招き実施した。もし、そういった講師を招く際の資金がないといった場合には、学校教育課予算を活用して講師を招き、市教委と共催という形で実施が可能である。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

1 2 議案第29号 雲仙市立小・中学校共同実施室の設置並びに組織及び運営に関する
規程の一部を改正する規程について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

1 3 議案第30号 雲仙市立千々石第二小学校の統合に係る方針について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・第一小学校と第二小学校が統合し、千々石に小学校が1つとなるが、校名の第一は残るのか。

事務局

- ・現在は、第二小学校の関係者だけで協議しており、第一小学校へ統合するということでまとまっている。協議の中に第一小学校の関係者が含まっていない。今後、進んでいく中で、必要であれば第一小学校の学校名の変更について話し合われるものと考えている。

委員

- ・令和6年度の児童数は11名だが、第二小学校の区域から指定校変更などで他の学校へ通っている子どもは何人いるのか。

事務局

- ・16～17人ぐらいである。通学先は千々石第一小学校と小浜小学校である。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

1 4 議案第31号 雲仙市立小・中学校に勤務する教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

日程第4 その他

- 1 次回、雲仙市教育委員会定例会の招集日程について、令和7年4月25日（金）午後2時00分から開催することを確認する。

教育長

- ・他に意見、質問、報告等がないことを確認し、令和6年度3月（第12回）雲仙市教育委員会定例会の閉会を宣言する。